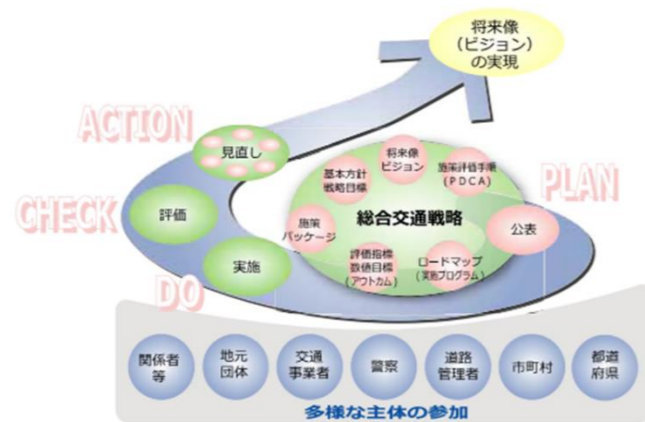


(1) 都市・地域総合交通戦略について

進展する少子・超高齢化社会への対応、交通渋滞の緩和、交通に起因する環境負荷の低減等のため、過度に自家用車利用に依存することなく、徒歩、自転車、公共交通等の各モードが連携し適切な役割分担のもと、望ましい都市・地域像の実現を図る観点から、地方公共団体を中心として、関係機関・団体等が相互に協力し、都市・地域が抱える多様な課題に対応すべく、交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策の推進を図るものであり、もって魅力と活力があふれる都市・地域の整備を行うことを目的とし、平成21年に国において都市・地域総合交通戦略要綱が制定された。



(2) 四日市市都市総合交通戦略について

①四日市市都市総合交通戦略とは

四日市市都市総合交通戦略は、上記の要綱の制定を受け、平成23年に策定されたものである。

目的は、誰もが利用できる公共交通の維持や歩行者に配慮した段差の無い道路の整備など歩いて暮らせる交通環境の実現や、市域を越えた交流によるまちの活性化を支える交通ネットワークの構築により、四日市市が今後とも持続可能な都市として存続し続けていくためのものであり、そのために関係者が連携して取り組む交通施策の展開方針と、その実現のために短・中期的に行う具体の施策の組み合わせを示すものである。

②計画期間

平成23年に計画期間を10年間とし、令和2年度までの計画であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、交通事業者から今後の見通しが立てづらい旨の意見があったため、令和3年2月に新たな取組（BRT推進のための環境整備と連節バスの導入や近鉄四日市駅周辺におけるバスタプロジェクトに向けた検討等）を追記するとともに、計画期間を令和4年度まで2年延伸をし、一部改正を行った。

令和4年度の現行の四日市市都市総合交通戦略の計画期間終了に伴い、令和5年度からの10年間の計画として、新たに四日市市都市総合交通戦略を策定する。

現・四日市市都市総合交通戦略：【当初】H23～R2（10年間）
↓
【変更後】H23～R4（12年間）



新・四日市市都市総合交通戦略
R5～R14（10年間）

③四日市市都市総合交通戦略協議会

四日市市都市総合交通戦略協議会は、四日市市域における総合的な交通戦略の推進を目的とし、都市総合交通戦略の策定及び実施に関する連絡調整並びに事業の進捗管理や地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するための協議会である。

④四日市市都市総合交通戦略策定後の経緯

平成30年度（中間見直し）：施策の追記・修正を行った。

- 【主な追記・修正】
- ・戦略1-1-3 自動運転導入に向けての実証実験の実施
 - ・戦略1-2-1 デマンド交通社会実験の実施

令和2年度（一部改訂）：計画期間を2年延長し、施策の追記・修正を行った。

- 【主な追記・修正】
- ・戦略1-1-3 BRT推進のための環境整備と連節バスの導入
 - ・戦略3-2-1 近鉄四日市駅周辺におけるバスタプロジェクトに向けた検討

⑤策定スケジュール（予定）

- R4.8 第14回四日市市都市総合交通戦略協議会（今回）
（現行の四日市市都市総合交通戦略の振り返り、新四日市市都市総合交通戦略の方向性）
- R4.9 第15回四日市市都市総合交通戦略協議会
（原案の提示）
- R4.10 第16回四日市市都市総合交通戦略協議会
（最終案の提示）
- R4.11 国土交通大臣へ大臣認定申請
- R5.3 国土交通大臣認定完了
- R5.4 新四日市市都市総合交通戦略スタート

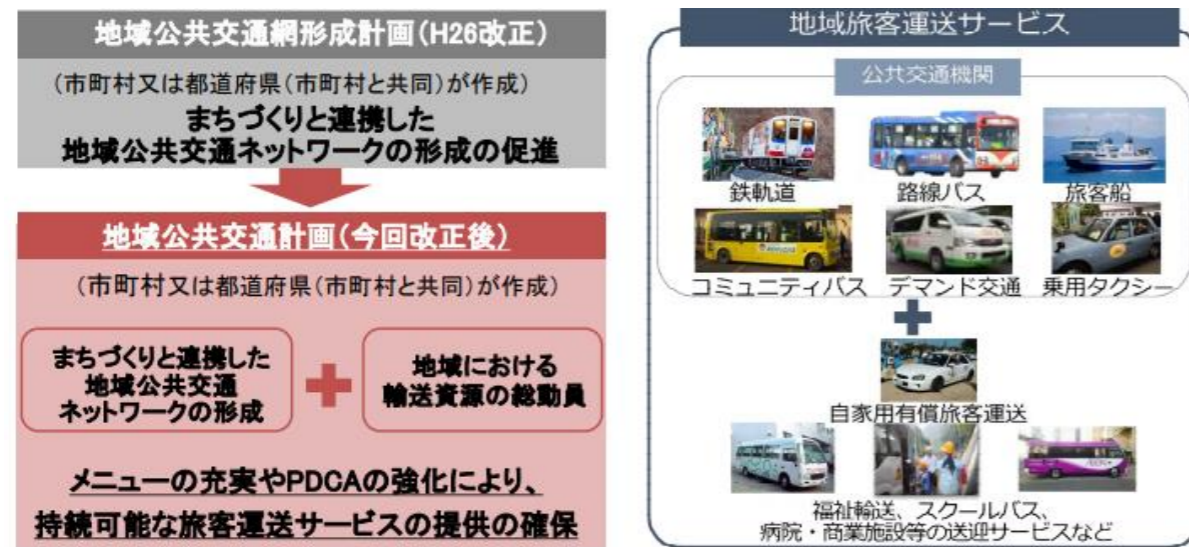
新・四日市市都市総合交通戦略及び四日市市地域公共交通計画の策定に向けて

(3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律について

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正が平成 26 年 11 月 20 日に施行され、地域公共交通網形成計画の策定ができるようになった。この計画は、地域公共交通の現状・問題点・課題の整理を踏まえて、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通の在り方、住民・交通事業者・行政の役割を定めるものであった。

その後、多くの地域で人口減少の本格化に伴い、バスをはじめとする公共交通サービスの需要の縮小や経営の悪化、運転者不足の深刻化などにより地域の公共交通の維持・確保が厳しくなっている。他方、高齢者の運転免許の返納が年々増加している等、受け皿としての移動手段を確保することがますます重要な課題になってきている。

このような状況を踏まえ、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律が、令和 2 年 11 月 27 日に施行され、原則として全ての地方公共団体において地域交通に関するマスタープランとなる計画（地域公共交通計画）を策定した上で、交通事業者をはじめとする地域の関係者と協議しながら公共交通の改善や移動手段の確保に取り組める仕組みを拡充するとともに、特に過疎地などでは、地域の輸送資源を総動員して移動ニーズに対応する取組を促すため、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進することとなった。



(4) 四日市市地域公共交通網形成計画及び四日市市地域公共交通計画について

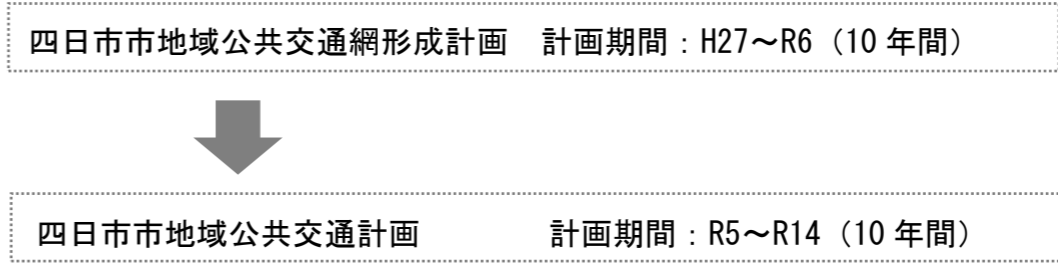
①四日市市地域公共交通網形成計画とは

四日市市地域公共交通網形成計画は、平成 26 年の上記の法改正に伴い、平成 26 年に策定したものであり、内部・八王子線の存続問題を契機とし、「四日市市都市総合交通戦略」の公共交通に関する部分を反映しながら、ソフト施策を充実させ、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に対応させた計画として策定した。

目的は、地域公共交通の維持・活性化に取り組むに当たり、現状と課題を明らかにし、課題を戦略的に解決することで、市民が住み良い四日市市のまちづくりを支援するものである。

②計画期間及び四日市市地域公共交通計画への移行

令和 2 年度に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正が行われ、従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（福祉輸送・スクールバス等）も計画に位置付けるよう、地域公共交通計画の策定が努力義務となった。現行の地域公共交通網形成計画は、地域公共交通計画としてみなされるが、施策の関連性が深い、新都市総合交通戦略の計画期間に合わせて、四日市市地域公共交通計画を策定する。



③四日市市地域公共交通活性化協議会

四日市市地域公共交通活性化協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通の活性化及び再生の推進に資するための総合的な計画の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整や必要な協議を行うための協議会である。

④四日市市地域公共交通網形成計画策定後の経緯

平成 30 年度（一部改訂）：各施策の実施主体と実施スケジュールの修正等を行った。
令和 2 年度（一部改訂）：各施策の実施主体と実施スケジュールの修正及び BRT 推進のための環境整備と連節バスの導入の追記、こにゅうどくんライナーを地域内交通のバス路線として位置づけ等を行った。

⑤策定スケジュール（予定）

- R4.8 第 10 回四日市市地域公共交通活性化協議会（今回）
（四日市市地域公共交通網形成計画の振り返り、四日市市地域公共交通計画の方向性）
- R4.10 第 11 回四日市市地域公共交通活性化協議会
（原案の提示）
- R5.1~2 パブリックコメントの実施
- R5.3 第 12 回四日市市地域公共交通活性化協議会
（最終案の提示）
- R5.3 国土交通大臣へ届出
- R5.4 四日市市地域公共交通計画スタート

新・四日市市都市総合交通戦略及び四日市市地域公共交通計画の策定に向けて

(5) 新四日市市都市総合交通戦略及び四日市市地域公共交通計画の策定手順

新四日市市都市総合交通戦略及び四日市市地域公共交通計画の策定手順については、下記表のとおりである。

協議会	協議内容	会議資料掲載箇所	
		四日市市都市 総合交通戦略	四日市市地域 公共交通計画
今回	①施策の実施状況	資料2 P.3~6	資料3 P.4~5
	②新計画策定にあたっての視点	資料2 P.7~17	資料3 P.6~11
	③新計画策定の視点を踏まえた新計画の方向性	資料2 P.18~19	資料3 P.12
	④施策の照会	後日メール・郵送にて依頼	
次回以降	⑤施策の見直し、原案の提示	—	
	⑥新計画の策定等	—	